

社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会役員等の報酬及び実費弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 社協の理事、監事、評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) 心配ごと常任相談員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 嘱託医師
- (6) 研修講師

(報酬及び実費弁償費)

第3条 役員等が社協の要請により出席した場合は、当該役員等に対し、次の各号に掲げる報酬及び実費弁償費を支給する。ただし、豊橋市の職員又はこれに類する職員に該当する場合は、報酬及び実費弁償費を支給しない。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 社協の理事、監事、評議員 | 実費弁償費（日額 3,000円） |
| (2) 会長 | 報酬（月額 50,000円） |
| (3) 評議員選定・解任委員 | 実費弁償費（日額 3,000円） |
| (4) 心配ごと常任相談員 | 報酬（1回 5,000円） |
| (5) 心配ごと相談員 | 実費弁償費（日額 2,000円） |
| (6) 嘱託医師 | 報酬（月額 13,000円） |
| (7) 研修講師 | 報酬（別表1による） |

(重複支給の禁止)

第4条 常勤の社協職員がこの規程に定める役員等の職を兼ねるときは、報酬及び実費弁償費を支給しない。

(委任)

第5条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。